

令和2年12月8日

関係各位

大田市立病院  
院長 西尾 祐二  
(公 印 省 略)

## 業者院内立ち入り制限について

当院への新型コロナウイルス持ち込みを予防するため、

- ① 院内での必要不可欠な物品の搬入のための立ち入りが必要な場合
- ② 院内で緊急に補修工事等を行う必要が生じた場合

を除き、原則として院内立入禁止といたしますので、出入業者及び製薬会社の営業等(以下業者等)につきましては自粛していただきますようお願いいたします。

なお、業者等が院内に立ち入る場合は、下記の点にご留意いただき、院内への立ち入りを許可いたしますので、3階の事務部総務課までお越しください。

(立ち入る際の留意点)

- ① 立ち入る者の健康管理については、業者側で責任をもって行うこと。
- ② 業者等の方は、マスク着用、手指消毒、総務課で検温をし、発熱がないことを確認の上、院内の立ち入りを許可する。
- ③ 所要終了後は直ちに院内から退去する。

当院での運営に関して、引き続き、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。